

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

滋賀厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和18年3月27日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月27日から20年9月1日まで

日本年金機構から、私に係る資格喪失日が不明のA事業所の被保険者記録があり、このままでは現在の年金記録につなぐことができないため、第三者委員会へ申立てをするよう促された。

私は、B学校卒業と同時に、A事業所で勤務し、終戦後の混乱の中、退職手続もしないまま実家へ戻った。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人がA事業所で勤務していたことが推認できる。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和18年3月27日に当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日に係る記載は無く、A事業所は、「当時の資料が保管されていないため、回答することができない。」としているものの、『A事業所*年史』には、「当社では終戦に伴い、各工場ごとに保安と事務整理のためわずかの要員を残して、8月下旬に全従業員を解雇した。」との記載が確認できる。前述の同僚及び厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後29人のうち、オンライン記録が確認できる11人中、10人の資格喪失日は昭和20年9月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保

険者資格の取得日は昭和 18 年 3 月 27 日、喪失日は 20 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和62年3月を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦について、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和62年9月を14万2,000円、63年7月及び同年8月を16万円、同年9月を15万円、平成元年9月を18万円、2年9月を19万円、7年1月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和61年11月30日から同年12月7日まで
③ 昭和61年12月8日から62年5月1日まで
④ 昭和62年5月18日から63年4月1日まで
⑤ 昭和63年4月1日から平成2年4月1日まで
⑥ 平成2年4月1日から3年12月1日まで

- ⑦ 平成6年11月16日から7年10月1日まで
- ⑧ 平成10年9月1日から同年10月1日まで
- ⑨ 平成7年6月20日
- ⑩ 平成7年12月8日
- ⑪ 平成8年6月20日
- ⑫ 平成8年12月10日
- ⑬ 平成9年6月20日
- ⑭ 平成9年12月10日
- ⑮ 平成10年6月19日

- 1 A社に勤務していた期間について、給与から6か月分の厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者期間は4か月となっており、2か月不足しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
- 2 B社に勤務していた申立期間③において、給与から控除されていた厚生年金保険料額と、ねんきん定期便に記録されている保険料納付額が異なっているため調べてほしい。
また、C社及びD社に勤務していた期間のうち、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧において、給与から控除されていた厚生年金保険料額と、ねんきん定期便に記録されている保険料納付額が異なっているため調べてほしい。
- 3 申立期間⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮において、D社から支給された賞与に係る加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人が所持する給与の支給額内訳により、申立人は、A社において、両期間を含め継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与の支給額内訳において確認できる保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。
なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。
また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。
- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月

額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③のうち、昭和62年3月については、申立人が所持するB社の給与支給明細書により、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（14万2,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）より高額であることが確認できる。

したがって、昭和62年3月の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書により確認できる報酬額及び保険料控除額から、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和62年3月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和61年12月から62年2月までの期間及び同年4月については、給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給与支給明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に比べ同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人のC社及びその関連会社であるD社における厚生年金保険の被保険者期間は、全てE厚生年金基金に加入しており、同基金から提出された厚生年金基金加入員台帳に記録されている標準報酬月額は日本年金機構が発行した「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」に記載されている標準報酬月額と一致しており、申立人が所持する申立期間④及び⑥に係るC社の給与明細書並びに申立期間⑤に係るD社の給与明細書の厚生年金保険料欄の金額については、厚生年金保険法に定める基金加入員の厚生年金保険料率で算定した保険料額に、当該基金に係る基本掛金率で算出した掛金額が合算されたものが記載されており、申立期間⑦及び⑧に係るD社における給与明細書においては、厚生年金保険料と厚生年金基金掛金はそれぞれ区分して記載されている。

これらの給与明細書を確認したところ、当該期間のうち、昭和62年9月、63年7月から同年9月までの期間、平成元年9月、2年9月及び7年1月に

については、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（昭和62年5月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から63年9月までは14万2,000円、63年10月から平成元年9月までは17万円、同年10月から2年9月までは18万円、同年10月から3年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円、6年11月から7年9月までは26万円）を超える報酬月額の支払を受け、昭和62年9月及び平成7年1月については、報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和62年9月は15万円、平成7年1月は34万円）より低い標準報酬月額（昭和62年9月は14万2,000円、平成7年1月は32万円）に見合う厚生年金保険料を、昭和63年7月から同年9月までの期間及び平成2年9月については、報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和63年7月及び同年8月は16万円、同年9月は15万円、平成2年9月は19万円）より高い標準報酬月額（昭和63年7月から同年9月までは17万円、平成2年9月は20万円）に見合う厚生年金保険料を、平成元年9月については、報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和62年9月を14万2,000円、63年7月及び同年8月を16万円、同年9月を15万円、平成元年9月を18万円、2年9月を19万円、7年1月を32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、E厚生年金基金が保管するC社及びD社における厚生年金基金加入員台帳により、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を事業主が届け出でなかったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、当該期間のうち昭和62年5月から同年8月までの期間、同年10月から63年6月までの期間、平成元年3月から同年7月までの期間、2年1月、同年3月から同年8月までの期間、同年10月から3年1月までの期間、同年3月から同年10月までの期間及び7年3月から同年6月までの期間については、前述の給与明細書により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額又は同額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ低額又は同額であることが確認できる。また、当該期間のうち昭和63年10月から平成元年2月までの期間、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、2年2月、3年2月、同年11月、6年11月、同年12月、7年2月、同年7月から同年9月までの期間及び10年9月については、申立人の厚生年金保険料

控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額又は同額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ低額又は同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮については、D社の賞与明細書によると、これら申立期間に支給された賞与からは、それぞれ1,000分の5に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、制度上、平成7年4月から15年3月までの期間については、賞与等から控除された厚生年金保険料は「特別保険料」とされ、年金額計算の基礎（標準賞与）とはならないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和34年1月21日）及び資格取得日（昭和34年2月28日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月21日から同年2月28日まで
② 昭和35年1月1日から同年3月1日まで

私が勤務していたB社、A社及びC社は関連会社であった。仕事内容は、Dの販売やE業務で全て正社員であった。その間、異動はあったが、退職したことは一度も無いにもかかわらず、上記期間が未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和33年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年1月21日に被保険者資格を喪失後、同年2月28日に再度被保険者資格を取得しており、同年1月の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社において申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録

が確認できる複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間についても業務内容に変更は無く、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、その同僚のうち、当時の経理事務担当者は、「申立人について、保険料の控除を中断するような特別な事情は思い当たらない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年12月のオンライン記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和35年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社において同年3月1日に資格を取得している。

しかしながら、A社において申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は当該期間について継続して勤務していた。」と証言している上、その同僚のうち、当時の経理事務担当者は、「申立人について、保険料の控除を中断するような特別な事情は思い当たらない。」と証言していることから、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、商業・法人登記簿謄本及び元同僚の証言から、A社及びC社は、グループ会社であったと確認できる上、上記の経理事務担当者は、「C社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和35年3月1日までは、同社の職員に対し、これまでどおりA社から給与を支払っていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日については、上記の経理事務担当者の証言から、昭和35年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで
平成5年3月31日までA社で勤務し、同年4月1日付けでグループ会社であるB社に勤務したにもかかわらず、年金記録に漏れがあるのはおかしい。転勤扱いであり、保険料は継続して給与から控除されているため、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の当時の取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(平成5年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年2月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

昭和38年10月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動した際に、同社が厚生年金保険の資格喪失日を同年9月30日と誤って記載したため、同年9月が厚生年金保険の加入期間になっていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事カードの記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和38年10月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年8月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としているが、A社B支店における資格喪失日を事業主が昭和38年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年2月まで

平成元年に20歳の誕生日を迎えた頃、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたが、当時、学生で支払能力が無かったため、母が代わって納付した。祖母が入退院を繰り返していたため、生活は楽ではなかったが、母が娘である私の将来を考えて納めてくれた。生活が苦しかったから納付したことを詳細に覚えている。支払方法は半年分か1年分か分からないが、一括納付であったと思う。自宅近くのA銀行B支店で保険料を納めたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号制度が発足した平成9年1月1日に、申立人が3年3月22日に被保険者資格を取得した厚生年金保険の記号番号が付番されたことが確認でき、当該制度が発足した時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当該時点以前に、申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親の当時の記憶は曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 5 月まで

昭和 61 年 10 月に結婚したのを機に、A 市から B 町に転居した。国民年金保険料の納付書は A 市の旧住所に送られていたが、妻が同年の 11 月か 12 月頃、B 町内の銀行で保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B 町において、昭和 62 年 12 月 17 日に払い出され、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年 2 月 15 日に遡って被保険者資格が取得されていることがオンライン記録から確認できる上、申立人が所持している年金手帳を確認しても、初めて被保険者となった日として「昭和 62 年 2 月 15 日」と記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は、「納付した保険料は 6 万円から 8 万円であった。」と主張しているが、申立人の申立期間の保険料額は 3 万 2,140 円であり、その主張する保険料額は実際の保険料額と乖離^{かいり}している上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年7月まで
平成13年12月に離職し、A市に帰ってきたので、母が、私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれ、併せて保険料免除の申請をしてくれたが、申立期間については、免除却下の通知を受けたため、未納期間が生じないように、14年に、申立期間の保険料をB社会保険事務所(当時)の窓口で支払ってくれた。母は、姉の分もきちんと手続を行って保険料を納付しており、私の申立期間も同じように手続等をしてきていたはずなので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張のとおり、申立期間を含む平成14年度の国民年金保険料については、平成14年4月11日に免除申請手続が行われていることが、A市の記録において確認でき、C年金事務所の記録により、同年8月13日に免除申請が却下されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、平成16年7月9日に保険料の納付書が作成された記録があることから、少なくともこの時点までは、申立期間の保険料が未納であったものと考えられる上、B社会保険事務所において当該期間の保険料が納付された形跡も見当たらない。

また、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人等が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られたことから、記録の誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月27日から32年9月1日まで
A社において、昭和19年10月1日に、厚生年金保険に加入後、32年9月30日まで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険法により、女子が被保険者となることが可能となった昭和19年10月1日には、A社B支店に入社しており、32年9月30日に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が抜けているのは納得できないと主張している。

しかしながら、A社には、当時の賃金台帳等は残されておらず、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった上、B支店は既に廃止されており、申立人が記憶している同支店長2人についても、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できなかった。

また、申立人が名前を記憶している同僚2人について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、1人は、申立期間前の昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、もう1人は、その氏名が見当たらない上、同名簿において、20年5月1日から28年1月1日までの期間及び同年2月1日から32年6月5日までの期間について被保険者記録が確認できる女性従業員について、申立人に確認したところ、B支店における後輩であったとの供述を得たことから調査を行ったものの、その所在について確認することはできなかった。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を取得、又は喪失した者のうち、所在が判明した22人に照会を行ったところ、16人から回答があったものの、いずれの者もB支店には、勤務していないことから、申立人のことを記憶していないと回答している上、そのうち、2人は、「当時のA社管轄の各支店はCに置かれ、女子従業員は1人か2人であった。B支店は小さな支店であった。」と証言しているのみで、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

A事業所B養成所の第2期生として、昭和30年4月に入所してから、同事業所を退職する33年3月までの期間、継続して働いていたのに、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所B養成所の入所生であったことは、同事業所からの回答及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、A事業所が保管する「A事業所*年史」に記載されている同事業所B養成所の第1期生の7人全員（厚生年金保険被保険者資格取得日：昭和29年4月1日）及び申立人を含む第2期生の11人全員（厚生年金保険被保険者資格取得日：昭和30年4月1日）の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、全ての入所生が昭和31年2月1日に同事業所において被保険者資格を喪失していることが確認でき、第1期生の7人は同養成所を卒業後の同年4月から、第2期生の11人は同養成所を卒業後の32年4月から、同事業所において被保険者資格を再び取得していることが確認できる上、第3期生の13人については同養成所を卒業後の33年4月から、同事業所における被保険者資格を初めて取得していることが確認できる。この点について、当時の会計担当者は、「A事業所では、C不足に対応するためB養成所を開設し、有為な人材を募集する必要があった。開設当初の募集時には、社会保険の加入を始めとする福利厚生面での好待遇を示していた。一方、Dの拡充から建物、設備の充実を目的とした設備投資が経営を圧迫し、昭和30年頃には損益の改善が同事業所内外から要請されていた。」と供述していることから、同養成所入所生に

については、31年2月1日以降は厚生年金保険に加入させなかったことがうかがえる。

また、複数の同僚は「給与は小遣い程度で、厚生年金保険料が控除されていたか分からない。」と供述しており、同僚のうち1人は「厚生年金保険料は給与から控除されていない。」と供述していることから、保険料控除については不明である上、A事業所は、申立期間については、厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月20日から22年3月21日まで
② 昭和23年1月11日から同年3月21日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」との確認のはがきが郵送され、申立期間については、脱退手当金を受け取ったことになっている。しかし、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間について正規の脱退手当金及び女子特別附加脱退手当金（以下単に「脱退手当金」という。）が支給されたことを示す記載が有り、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る資格喪失日（昭和23年3月21日）から約1か月後の同年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 59 年 3 月 31 日に A 事業所を退職した後、同年 4 月 1 日付けで B 事業所から C の委嘱を受け、昭和 62 年度末まで勤務した。ところが、厚生年金保険の加入記録を見ると、申立期間の加入記録が抜けている。

B 事業所には昭和 59 年 4 月 1 日から 4 年間勤務した記録が残っているの
で、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管している人事記録及び同事業所の回答から、申立人が、昭和 59 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 31 日までの間、C 及び D として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 60 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、E 共済組合の管理システムの「資格履歴情報登録」により、申立人は、昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日までの期間、同共済組合の任意継続組合員であったことが確認できる。

さらに、B 事業所が保存する昭和 59 年度の臨時職員名簿には、臨時職員ごとに社会保険、厚生年金保険及び雇用保険の区分による加入状況が記録されているが、申立人を含め複数の同僚の加入状況欄に斜線が引かれており、その備考欄に「E 共済任意」と記載されていることから、同事業所では、E 共済組合に任意継続加入した者については、何らかの理由により、厚生年金保険に加入させなかったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 5 日から同年 10 月 31 日まで

A社時代の同僚の勧誘により、昭和 55 年 1 月からB社で勤務することになった。Cを担当し、実質ナンバー 2 の立場にあった。経営方針についての意見の食い違いから、同年 10 月に退社したが、在籍期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は昭和 60 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡している上、申立人と同時期に勤務していた元同僚 11 人に照会したところ、3 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態、退職日等についての具体的な証言を得ることはできなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、B社が加入していたD健康保険組合及びE厚生年金基金においても、申立人に係る記録は見当たらなかった。

加えて、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。